

ふるさと納税(寄附)は常滑市へ

残したい レンガ煙突のまちなみ

進めたい 魅力あるまちづくり

懐かしさと新しさが共存するまち “常滑”

とこなめ



とこなめ

「常滑」を応援してください

私たちのまち常滑市は、千年の歴史と伝統を誇る常滑焼の産地であり、平成17年2月、本市沖合いに中部国際空港「セントレア」が開港しました。

常滑市は今、大きく変わろうとしています。空港と共生するまちづくりを進める一方で、歴史あるまちなみの保全や、市民が健康で安心して暮らせるやさしいまちづくりを目指しています。

常滑市出身の方に限らず、レンガ煙突の保存等に支援いただける方、この制度をご活用いただき、応援くださいますようお願いいたします。



ふるさと納税とは

「ふるさと納税」制度は、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを実現するための「ふるさと」への寄附金で、自治体に寄附した場合、個人住民税や所得税を一定限度まで控除する仕組みです。

出身地のみならず、好きな地域を応援することができ、皆さんの意志で、寄附する自治体を選択することができます。

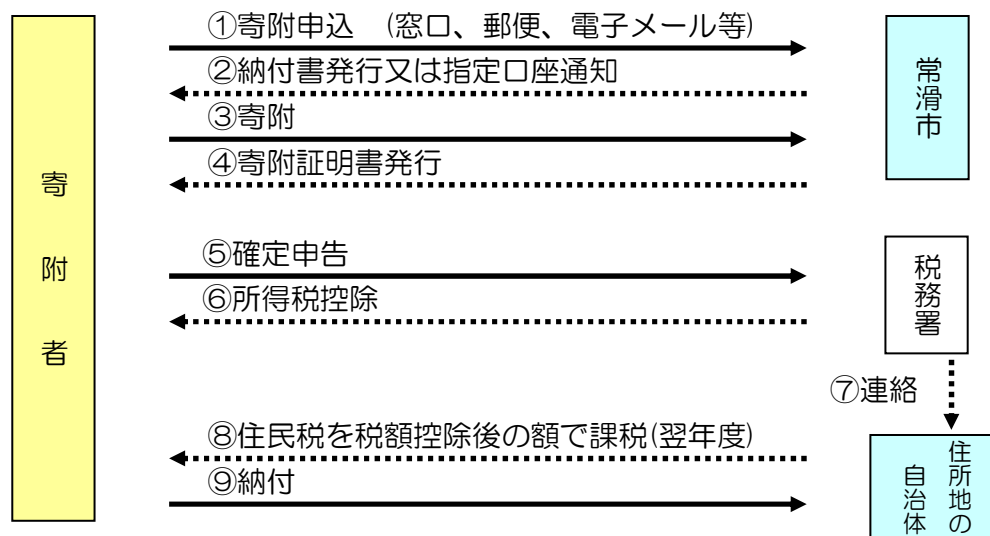
皆さんの意志で選んでください

皆さんの意志を反映できるよう次の6つのメニューから選んでいただきます。

<p>①健康・福祉 安心して健康に暮らせるまちづくりのために、介護予防事業や健康づくり事業などの充実に活用します。</p>		<p>②教育・文化 未来を担う子どもの教育と、山車の修復や囃子の継承など伝統文化の保存・伝承に活用します。</p>	
<p>③産業・観光 常滑焼をはじめとする地場産業などの産業振興や地域の観光資源を生かした観光振興に活用します。</p>		<p>④環境 公園・海岸環境の整備、緑化事業の推進、自然環境の保護や環境保全に活用します。</p>	
<p>⑤景観 常滑焼の歴史・文化が息づく「やきもの散歩道」に残るレンガ煙突の保存など、景観保全に活用します。</p>		<p>⑥市長お任せ 使いみちは、片岡憲彦市長にお任せください。市政全般に活用します。</p>	

申込み方法

1. 所定の寄附申込書によりお申し込みください。寄附申込書は、郵便又は電子メール添付により総務部税務課までご提出ください。
2. 寄附申込書をご提出されましたら、納付書を送付、又は振込先口座番号等をお知らせいたします。お振込みをお願いいたします。
3. 寄附金のご入金を確認しましたら、寄附証明書を送付いたします。
4. 寄附金控除を受けるため、確定申告を行ってください。



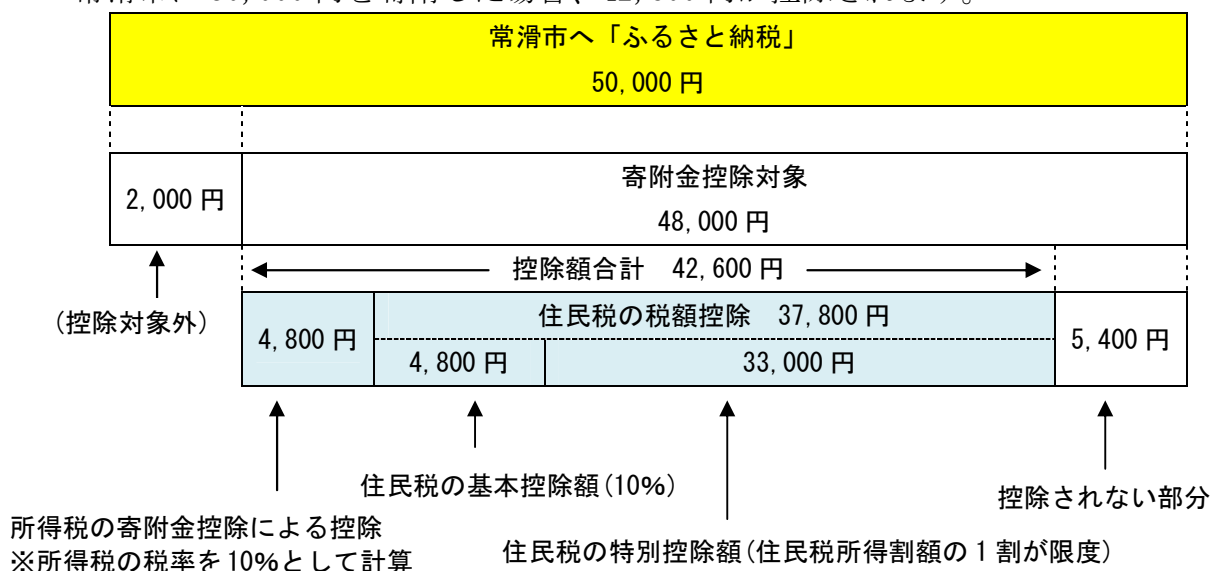
所得税は、確定申告することにより控除を受けられますが、住民税は、翌年度に税額控除された額で課税されます。

税金の寄附金控除について

2,000円を超える額を寄附した場合、寄附金額から2,000円を差し引いた額が、所得税と住民税から控除されます。(控除額には上限があります。)

◇寄附金控除の具体例

- ・年収700万円、夫婦と子ども2人(高校生、中学生)の世帯の場合(翌年度の住民税の所得割額が330,000円と仮定)
- ・常滑市に50,000円を寄附した場合、42,600円が控除されます。



◇住民税特別控除額の目安

— 4人家族(夫婦・高校生1人・中学生1人)の場合 —

給与収入額	控除対象額(目安)
500万円	18,000円
700万円	33,000円
1,000万円	56,000円
1,500万円	103,000円

※控除対象額は、家族構成や給与収入額等で異なるため、あくまでも目安です。

問い合わせ及び寄附申込書提出先

常滑市役所 総務部 税務課

〒479-8610 常滑市新開町4丁目1番地

TEL: 0569-35-5111 (内線181)

FAX: 0569-35-6944

メール: zeimu@city.tokoname.lg.jp

ご注意ください!

この寄附金は、常滑市を応援いただく皆様の善意に基づく自発的なものであり、常滑市として寄附金を強要することはありませんので、寄附金募集をかたがての寄附の強要や詐欺行為には十分ご注意ください。

万が一、心当たりのない納付書が送付された場合は、市役所税務課にご連絡いただくか、破棄していただきますようお願いいたします。